

# 用語の解説

## 1 年齢

平成 24 年 9 月 30 日現在における満年齢である。

## 2 配偶関係

配偶関係は戸籍上の届出の有無に関係なく、現在妻又は夫のある者を配偶者ありとした。

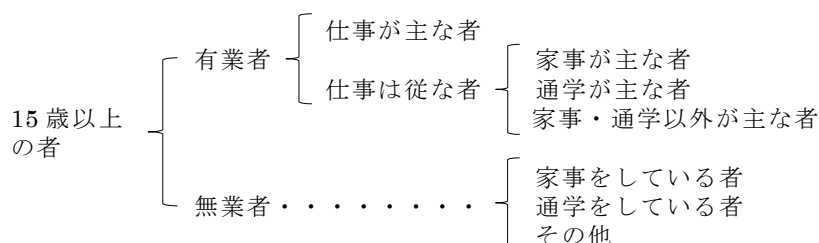
**未婚**…結婚したことがない者

**配偶者あり**…現在、妻又は夫のある者

**死別・離別**…妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる者

## 3 就業状態

15 歳以上の者を、ふだん就業・不就業の状態により次のように区分した。



<就業状態の捉え方>

国勢調査や労働力調査が月末 1 週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査ではふだんの就業・不就業の状態を把握している。

**有業者**…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成 24 年 10 月 1 日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族が無給であっても自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

また、仕事があつたりなかつたりする人や、忙しい時だけ実家を手伝う人などで「ふだん就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね 1 年間に 30 日以上仕事をしている場合を有業者とした。

**無業者**…ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

## 4 従業上の地位・雇用形態

有業者を次のように区分した。

**自営業主**…個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者

自営業主を「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の 3 つに区分した。

**雇人のある業主**…自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者

**雇人のない業主**…自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

**内職者**…自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

**家族従業者**…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

**雇用者**…会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

**会社などの役員**…会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者

「会社などの役員」以外の雇用者を勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

**正規の職員・従業員**…一般職員又は正社員などと呼ばれている者

**パート**…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

**アルバイト**…就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者

**労働者派遣事業所の派遣社員**…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者  
ただし、次のような業務に従事する者は含めない。

- ・ 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係の業務
- ・ デパートの派遣店員など
- ・ 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介よる場合や請負、出向

**契約社員**…専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者

**嘱託**…労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

**その他**…上記以外の呼称の場合

## 5 雇用契約期間の定めの有無， 1回当たりの雇用契約期間， 雇用契約の更新回数

雇用契約期間の定めの有無について、「定めがある」、「定めがない（定年までの雇用を含む）」、「わからない」の3つに区分し、さらに「定めがある」者について、1回当たりの雇用契約期間を「1か月未満」、「1か月以上6か月以下」、「6か月超1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」、「その他」の6つに区分した。

ただし、同じ事業所で契約期間の更新を繰り返しながら働いている場合は、最初に契約したときからの通算ではなく、現在の契約期間をいう。

<雇用契約の更新回数>

雇用契約期間の定めがあり、かつ雇用契約を更新したことがある者について、その更新回数を聞いた。

## 6 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

## 7 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月改定）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを採用している。

## 8 所得

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう（現物収入は除く。）。

過去 1 年間に仕事を変えた者や新たに仕事に就いた者について、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に 1 年間働いた場合の収入額の見積りによる。

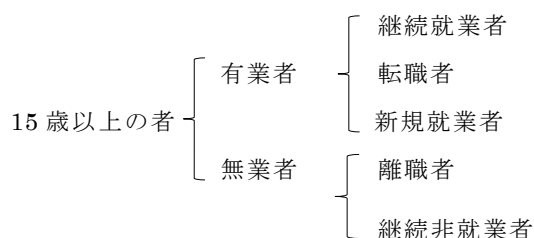
なお、家族従業者については所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

**自営業主の所得**…過去 1 年間に事業から得た収益、すなわち売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの

**雇用者の所得**…賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去 1 年間に得た税込みの給与総額

## 9 就業異動

過去 1 年以内の就業異動により、15 歳以上の者を次のように区分した。



**継続就業者**…1 年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者

**転職者**…1 年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者

**新規就業者**…1 年前には仕事をしていなかったが、この 1 年間に現在の仕事に就いた者

**離職者**…1 年前には仕事をしていていたが、その仕事を辞めて現在は仕事をしていない者

**継続非就業者**…1 年前も現在も仕事をしていない者

また、就業異動の履歴により 15 歳以上の者を次のように区分した。

**入職就業者**…前職がない有業者

**転職就業者**…前職がある有業者

**離職非就業者**…前職がある無業者

**就業未経験者**…前職がない無業者

## 10 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事又は現在無業の人が以前に仕事をしていた場合はその仕事。

## 11 就業希望

就業に関する希望により 15 歳以上の者を次のように区分した。

**継続就業希望者**…現在就いている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者

追加就業希望者…現在就いている仕事を続けながら他の仕事もしたいと思っている者

転職希望者…現在就いている仕事を辞めて他の仕事に変わりたいと思っている者

就業休止希望者…現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者

就業希望者…何か収入になる仕事をしたいと思っている者

非就業希望者…仕事をする意思のない者

## 12 前職の離職理由

前の仕事を辞めた理由をいい、仕事に起因する場合と、それ以外の場合に区分している。

仕事に起因する場合については、「会社倒産・事業所閉鎖のため」、「人員整理・勸奨退職のため」、を非自発的理由とし、「事業不振や先行き不安のため」、「収入が少なかったため」、「労働条件が悪かったため」、「自分に向かない仕事だった」、「一時的についた仕事だから」を自己都合による理由に区分した。

## 13 前職の離職時期

転職就業者及び離職非就業者が前の仕事を辞めた時期をいう。

## 14 育児の状況

育児をしている…ここでいう、ふだん「育児をしている」とは、未就学児（小学校入学前の幼児）を対象とした育児をいい、以下のようなことを指す。ただし、孫やおい・めい、弟妹の世話などはこれに含まない。

なお、ふだん育児をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上育児をしている場合を「ふだん育児をしている」とする。

- ・ 乳児のおむつの取り替え
- ・ 乳幼児の世話や見守り
- ・ 就学前の子どもの送迎、つきそい、見守りや勉強・遊び・習い事などの練習の相手
- ・ 就学前の子どもの保護者会への出席

## 15 介護の状況

介護をしている…ここでいう、ふだん家族の「介護をしている」とは、日常生活における入浴・着替え・トイレ・移動・食事などの際に何らかの手助けをする場合をいい、介護保険制度で要介護認定を受けていない人や、自宅外にいる家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に寝ている人に対する介護はこれに含まない。

なお、ふだん介護をしているかはっきり決められない場合は、便宜、1年間に30日以上介護をしている場合を「ふだん家族の介護をしている」とする。

# 調査結果を見る際の主な留意点

## 1 利用上の注意

- (1)統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しており、総数に分類不能または不詳を含んでいるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しません。
- (2)増減、増減率、構成比等の比率は、表章単位の数値から算出しています。
- (3)統計表中の「0」、「0.0」、「-0.0」は、集計した値が表章単位に満たないものです。
- (4)統計表中の「-」は、該当数値のないもの又は平均値及び割合の算出に当たって除数が0のものです。
- (5)上記、(1)～(4)については、本文中においても同様です。

## 2 就業状態の把握について

本調査では、15歳以上の人の就業・不就業について、構造調査であることから「ふだん」の状態によって把握するユージュアル（usual）方式で調査をしています。一方、「労働力調査」は動向調査であることから「月末1週間（一定期間）」の状態によって把握するアクチュアル（actual）方式で調査されているため、「労働力調査」の数値と比較することは適当ではありません。

## 3 派遣社員の区分について

有業者の産業は、その人が所属する事業所（会社）における事業内容（産業）によって分類していますが、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、派遣元の事業所ではなく、実際に仕事をしている派遣先の事業所の事業内容（産業）によって区分しています。

なお、労働者派遣事業所の社員の場合は、労働者派遣事業所としての産業（サービス業）に区分されます。

## 4 転職就業者

就業異動に関するものとして、転職就業者の産業間異動などを集計していますが、この「転職就業者」とは、前職のあった人が転職して調査日現在において就業中である人を表します。したがって、前職を辞めて調査日現在仕事をしていない人（無業者）は含まれていないので、就業異動を捉える場合には注意して下さい。

## 5 起業者について

「会社などの役員」及び「自営業主」について、今の仕事（事業）が自ら起こしたものであるかどうかを調査し、自ら起業した場合に「起業者」としています。

なお、起業した時期は調査していないため、「会社などの役員」・「自営業主」の年齢が高くなるにつれて起業者の数が多くなっている点に注意して下さい。